

瑞穂町体育施設使用料

(単位:円)

施設名	区分	使用料		
		町内在住者(入場料の類を徴収するものに該当するものを除く。)	左の者以外のもの(入場料の類を徴収するものに該当するものを除く。)	入場料の類を徴収するもの
瑞穂中央体育館	第1体育室	1,000	3,000	5,000
	第2体育室	1,000	3,000	5,000
	会議室	500	1,500	2,000
瑞穂町営グラウンド	野球場	1,200	3,600	6,000
	野球場照明灯	7,000	21,000	35,000
	庭球場	(1面) 500	(1面) 1,500	(1面) 2,500
	庭球場照明灯	(1面) 1,200	(1面) 3,600	(1面) 6,000
瑞穂町営第2グラウンド	野球場	1,200	3,600	6,000
	ゲートボール場	(1面) 500	(1面) 1,500	(1面) 2,500
瑞穂町営第2庭球場	庭球場	(1面) 500	(1面) 1,500	(1面) 2,500
瑞穂武道館	柔道場	1,000	3,000	5,000
	剣道場	1,000	3,000	5,000
瑞穂町営少年サッカー場	サッカー場	1,200	3,600	6,000
シクラメンスポーツ公園	ソフトボール場	1,200	3,600	6,000

備考

町内在住者とは、体育施設を使用する者全員が町内に住所を有するもの又は勤務場所があるものをいう。(瑞穂町体育施設条例第8条関係)

ビューパーク競技場使用料

(単位 円)

種別	使用区分	使用 1 時間につき		
		町内在住・在勤・在学者	左の者以外の者	入場料の類を徴収する者
競技場		無料	1,500	2,500
夜間照明設備		3,000	9,000	15,000
会議室		300	600	800

(瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例第 8 条関係)